

豊田市私立高等学校等授業料補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市私立高等学校等授業料補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「私立高等学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校及び中等教育学校（後期課程に限る。）並びに同法第124条に規定する専修学校のうち、国及び地方公共団体以外の者が設置しているものをいう。

（補助金の交付目的）

第3条 補助金は、私立高等学校等に在籍する者の保護者（生徒に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは後見人をいう。以下同じ。）に対して授業料の補助を行うことにより、公私立学校間における保護者負担の格差是正を図り、もって教育の機会均等の原則を確保し、併せて私立学校教育の振興に寄与することを目的とする。

（対象者）

第4条 補助金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

（1）補助金の交付を受けようとする学年度の10月1日（以下「基準日」という。）において、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に在籍する者又は専修学校の高等課程（修業年限が3年の課程に限る。）に在籍し、当該高等課程の卒業時に高等学校卒業資格が得られると見込まれる者

（2）基準日において、その保護者が本市に住所を有する者

（3）基準日において、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「法律」という。）第4条に規定する受給資格の認定を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、基準日において次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

（1）スポーツ又は学業に秀でている等の理由で高等学校において授

業料の全部の納付を免除されている者

- (2) その保護者が愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱別表第1に掲げる所得基準の「甲」区分に該当する者
- (3) 高等学校において授業料の一部の納付を免除されている者であつて、その保護者が愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱別表第1に掲げる所得基準の「乙」区分に該当する者又は高等学校等就学支援金の受給により授業料の支払いが生じない者
- (4) 高等学校の専攻科又は別科に在籍する者

(補助額)

第5条 補助金の額は、1学年度につき次の表のとおりとする。

区 分	対 象 者	1人当たり補助額 (年額)
I	愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱別表第1に掲げる所得基準の「乙」区分に該当する者	30,000円
II	法律第4条の規定による受給資格の認定を受けた者のうち、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱別表第1に掲げる所得基準の「甲」区分及び「乙」区分のいずれにも該当しない者	20,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、県外の学校に在籍する者に係る補助金の額については、1学年度につき次の表のとおりとする。

区 分	対 象 者	1人当たり補助額 (年額)
I	課税所得額(課税標準額)に100分の6を乗じた額から市民税の調整控除額を控除した額(以下「算定基準額」という。)が、154,500円以上270,300円未満の世帯	30,000円
II	算定基準額が270,300円以上304,200円未満の世帯	20,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、対象者の保護者(以下「申請者」という。)が行うものとする。

- 2 前項の交付申請は、豊田市私立高等学校等授業料補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）を当該年度の10月末日までに、市長に提出することにより行うものとする。ただし、その日が豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第61号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後最初に到来する市の休日でない日までとする。
- 3 市長は、申請者又は私立高等学校等に対し、対象者の資格等を確認するため必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、申請を行なうことができない。
 - （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - （2）法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者

（交付決定及び額の確定の通知）

第7条 市長は、前条第2項の規定により提出された申請書の内容を速やかに審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の可否を決定後、交付すべき補助金額を確定し、申請者に対し豊田市私立高等学校等授業料補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）又は豊田市私立高等学校等授業料補助金非該当決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金の交付は、申請者の金融機関口座に振り込むことにより行うものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、その者が既に受けた補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1）申請書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）第6条第4項各号に該当すると判明したとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。